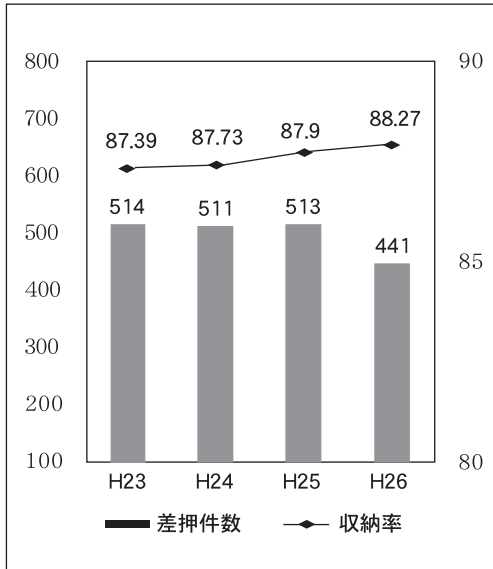


国保だより

NO.85

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3121 平成28年2月1日

◆国保税の収納率と差押件数の推移



国保事業の安定化に向けて

国民健康保険税の収納率向上の取組

国民健康保険は、加入者全員が所得等の負担能力に応じて国民健康保険税を負担することで、誰もが安心して医療を受けることができる制度です。国民健康保険税は皆さんの医療費を賄うための貴重な財源です。このため、市では様々な収納対策を実施し、収納率の向上に取り組んでいます。

国保を支える国民健康保険税

国民健康保険税は国保財政における収入の約4分の1を占める財源ですが、被保険者数の減・景気低迷等により収納率が減少傾向にあります。国民健康保険税の収納状況については、大部分の方が納期内に納付されていますが、滞納となるケースも後を絶たない状況にあります。滞納を放置し滞納額が増

加することは、国保事業に支障をきたすこととなり、ひいては税率等の引上げにもつながってしまいます。更に、滞納は国民健康保険税をきちんと納付している方との負担の公平性を崩すことにもなることから、納付や納付相談が見られない方に対しては滞納処分として差押等の厳しい措置を行っています。

収納の状況

平成26年度の国民健康保険税の現年度分の収納率は88・27%で、課税総額約50億8千万円の内、滞納により約5億9千万円が収入未済となっており、これにより滞納額の累積は約24億7千万円に達している状況にあり、国保財政を厳しくさせている要因となっています。

徴収対策の取組

資格証明書の交付

市では、国民健康保険税が未納な方に対して、督促状、催告書、納付相談通知の発送、電話等による直接催告を行い、自主納付や納付相談の案内をしています。しかし、これらの呼びかけに対しても、納付相談がされない、または連絡等もされない場合は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納が続くと短期被保険者証の返還を求めるとともに、それに代えて被保険者資格証明書を交付し、納付相談の機会を確保を図っています。

※資格証明書は被保険者証と異なり、医療機関で受診した際にいったん医療費の全額（10割）を自己負担しなければなりません。

公正・公平性を確保するための

厳しい措置

納付・納税相談がない方に対しては、本人の意志にかかわらず勤務先や金融機関などに財産調査を積極的に行い、納付資力がある場合は、給与・預金・生命保険等の債権を中心とした差押を執行して強制的に換価をしています。また、差押物件（動産・不動産等）のインターネット公売を導入して売却を行い滞納国民健康保険税に充当しています。

国保事業の安定化のために

国保財政は医療費の増加や被保険者の減少等により、収支バランスが不安定な事業運営が続いています。国保事業の安定のために、一人一人ができる医療費の節約や国民健康保険税の納期内納付にご協力をお願いします。

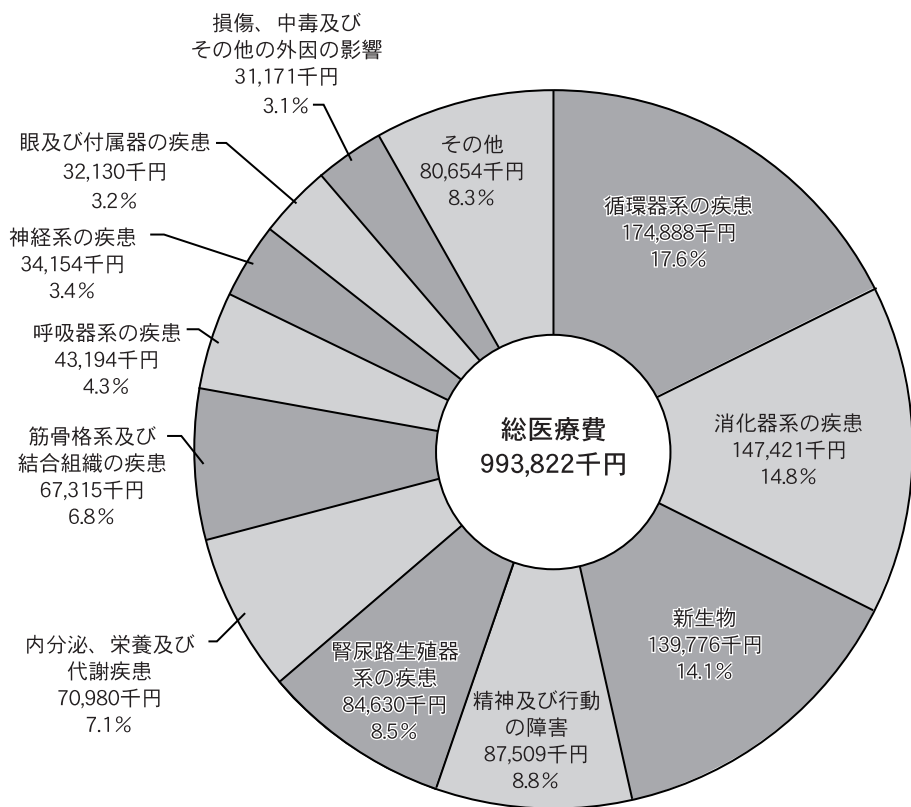
国保加入者の疾病の状況

野田市の国保加入者の病類別医療費（歯科、調剤を除く）の割合を、平成27年11月診療分で見ると、総医療費約9億9千万円のうち、高血圧、心臓疾患、脳出血などの「循環器系の疾患」が占める割合が17.6%と最も高く、次いで「消化器系

の疾患」が14.8%、「新生物（がん）」が14.1%の順となっております。この3つの分類疾病が全体の約47%を占めています。また、糖尿病や肥満症など生活習慣病を含む「内分泌、栄養及び代謝疾患」が7.1%と比較的高い割合

を占めています。このようなことから、特定健診を受診し、病気の早期発見・早期治療に努めることが医療費抑制のためには、大切な事となりますので、特定健診を受診するよう努めましょう。

平成27年11月診療分の病類別医療費



参考

- 循環器系……………高血圧、心臓疾患、脳出血など
循環器に関する疾病
- 新生物……………がんや肉腫、悪性新生物など
- 筋骨格系及び結合組織……骨粗鬆症、関節症など
- 内分泌、栄養及び代謝疾患……糖尿病、肥満症、甲状腺障害など
- 呼吸器系……………アレルギー性鼻炎、喘息、
急性咽頭炎及び急性扁桃炎など

マイナンバー

番号法の施行に伴い各種申請書に個人番号の記載が必要

平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されたことに伴い、国民健康保険の各種手続き等において個人番号の記載をお願いする場合があります。

個人番号の記載がないことで手続きができなくなる様なことはありませんが、通知カードと本人確認書類（運転免許証等）または、個人番号カードを持参の上、申請をお願いいたします。（記載が必要な様式は、異動届、限度額認定証交付申請書、高額療養費支給申請書など）

データヘルス計画の パブリックコメントを実施

保険者である市が、保有している健康医療情報（レセプト）の分析を行い、加入者の健康状態に即した、より効果的・効率的な保健事業を実施するため、データヘルス計画の素案を策定し、皆様からのご意見をお聞かせいただくために、パブリックコメントを実施しています。

ご意見は、FAX・郵送・担当課への持参及び各施設に設置されている意見投函箱への投函等でお寄せいただけます。皆様のご意見をお待ちしております。



「納付額のお知らせ」を発送しました
確定申告時に納付額の確認が容易に

国民健康保険税の 社会保険料控除

国民健康保険税等は確定申告時の社会保険料控除として前年の1月1日から12月31日までに納付した額を、所得金額から差し引くことができます。

なお、申告書には領収証書等の証明書類の添付は必要ありません。

「納付額のお知らせ」を ご利用ください

納付方法が口座振替の方は預貯金通帳で、金融機関やコンビニで納付書にて納付した方は領収証書で、また、年金からの特別徴収の方は公的年金等の源泉徴収票で納めた合計額を確認していただいております。

市では、こうした納付済額の確認が容易にできるよう、平成26年度から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「納付額のお知らせ」の送付を開始しました。

対象は、口座振替や金融機関、コンビニエンスストアで納付いただいた普通徴収の方（普通徴収と年金天

引きによる特別徴収の両方で納付した方を含む）で、1月下旬に発送しました。

特別徴収のみの方は、年金支払者から交付される「公的年金等の源泉徴収票」で納付済額をご確認ください。

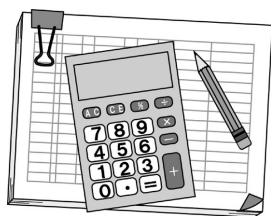
◆控除を受けられる方

国民健康保険税を納付された方が控除を受けられますが、次のとおり納付方法により控除を受けられる対象者が異なります。

○特別徴収（年金から天引き）の場合
国民健康保険税が特別徴収されている年金を受給している世帯主

○普通徴収（納付書又は口座振替で納付）の場合
実際に国民健康保険税を負担した方

健康保険税を負担した方



国民健康保険税第8期の 納期限は2月29日です

お忘れになっている未納分は
ありませんか？

国民健康保険は、加入者が所得等の負担能力に応じて国民健康保険税を負担することで、誰もが安心して医療を受けることができる制度です。国民健康保険税は皆さんの医療を賄う貴重な財源となりますので、必ず納期限内に納付してください。

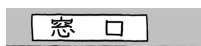
第8期分は今年度の最終期別分です。これまでの期別分も納付忘れがないか確認しましょう。

国民健康保険税の納付は 便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

未納となっている国民健康保険税 の納付相談窓口等のご案内

仕事などで平日の昼間にご来庁いただけない方のために市税等の納付及び納付相談窓口を開設しています。



納税通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関と収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

【申込みの際の注意事項】

・納税義務者である世帯主の印、振替口座の預貯金通帳と届出印を持参してください。
・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも国民健康保険税を納付できます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納付の際は、納期や金額、期別をよく確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア等（ゆうちょ銀行、郵便局を含む）では納付できません。

【納付相談等窓口・日時】

○市役所2階収税課

平日8時30分～20時（祝日除く）

日曜日8時30分～17時15分

○関宿支所1階収税課

平日8時30分～17時15分（祝日除く）

※年末年始は除きます

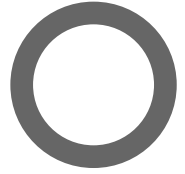


接骨院・整骨院で 柔道整復師にかかるとき

接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受けるに当たっては、国民健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、『柔道整復師（接骨院・整骨院）』にかかる際の注意事項』を正しくご理解いただいた上で、施術を受けていただきますようお願いいたします。

●国民健康保険が使えるもの…一部自己負担

- ・打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ・医師の同意がある骨折、不全骨折、脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、不全骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。）



●国民健康保険が使えないもの…全額自己負担（実費）



- ・日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ・仕事やスポーツによる筋肉疲労
- ・マッサージ代わりに漫然とした利用
- ・症状の改善がみられない長期の施術

●柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかる際の注意事項

- ① 負傷原因を正確に伝えましょう
どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害の場合は、原則として保険証は使えません。
- ② 療養費支給申請書の内容を確認してから委任欄に署名しましょう
申請書の署名については、手などの負傷や、障がい等で自署が困難な場合を除き、本人が自分で署名することになっています。
- ③ 領収証は必ず受け取りましょう
領収証を確認すると、健康保険の適用となった治療費の総額やそれによりいくらの自己負担が生じたかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。
※領収証は、無料交付が義務付けられています。
- ④ 施術が長期にわたる時は、医師の診察を受けましょう
症状改善が見られない長期の施術の場合、内科的要因（けがではなく病気による痛みが原因）も考えられますので、医師の診断を受けましょう。



●医療費適正化のために

『柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかる際の注意事項』を正しく理解し、適切に受診することが医療費適正化につながります。皆様からお預かりしている貴重な国保税を正しく使うために、ご協力をお願いいたします。

国保だよりは市ホームページで閲覧、印刷ができます。

野田市ホームページ



↓
くらしの便利帳をクリック

↓
国民健康保険をクリック

↓
国保だよりへとお進みください。

還付金詐欺が多発しています

市役所の職員を装った者からの不審電話が多発しています。

「医療費の還付があり、今日中に手続きをすればお金が戻る。至急ATM（現金自動預払機）に行ってください。」などと偽り、ATMを操作させ、預貯金を振り込ませようとするものです。市役所ではATMの操作をお願いすることは絶対にありません。電話があったら次のことに注意してください。

- 口座番号・暗証番号などの個人情報を教えない。
- 相手の名前、所属、電話番号を聞く。
- 教えられた電話番号に電話しない。

不審な電話や郵便などがあった場合には、要求に従わずに、すぐに下記へご相談ください。○野田警察署 7125-0110

○振り込め詐欺 相談専用ダイヤル 0120-494-506